

月次点検・年次点検の目的と必要性について

電気設備による不測の事故や停電を未然に防止し、電気の保安を確保することは、最も重要な項目です。そのためには、定期的に点検を実施し、電気設備が機能を十分に発揮できる状態にあるのか、もしくはそのまま放置すれば重大な事態を招くことになるのかを的確に判断する必要があります。過熱、変色、破損など外観から異常を判断できる場合もありますが、機器内部の劣化、摩耗、端子の緩み、機能の低下や異常など外観からは確認できない事象については、停電して点検を実施し、測定、試験を行います。

自家用電気工作物の設備条件により、毎月点検、2ヶ月もしくは3ヶ月に1回の月次点検と、年1回の年次点検を行い、日常的な外観点検を月次点検で、詳細な点検及び測定を年次点検で行います。また、年次点検は停電点検と無停電点検に分けられ、基本的には毎年停電して点検を行いますが、電気設備の条件や漏えい電流の監視状態により、3年に1回停電点検を実施し、その他は停電せずに年次点検を行うこともあります。

[主な停電点検作業項目]

- ①高圧絶縁抵抗測定(高圧メガ測定)
- ②低圧絶縁抵抗測定(低圧メガ測定)
- ③柱上点検
- ④接地抵抗測定
- ⑤変圧器の内部点検
- ⑥キュービクル内の点検
- ⑦高圧気中負荷開閉器(LBS)の点検



以上は、一般的な設備を対象に説明しましたが、設備形態によっては点検の種類や方法が異なる場合がありますので、適切に対応して行います。

定期的に電気設備の点検を行っていますが、電気事故防止の為に、お客様におかれましても電気系統で何らかの異常に気付かれた場合は、(有)でんき百十番にご連絡をお願いします。

でんき百十番は「電気の安全」を考えつづけ
お客様に「安心を与える」会社です。